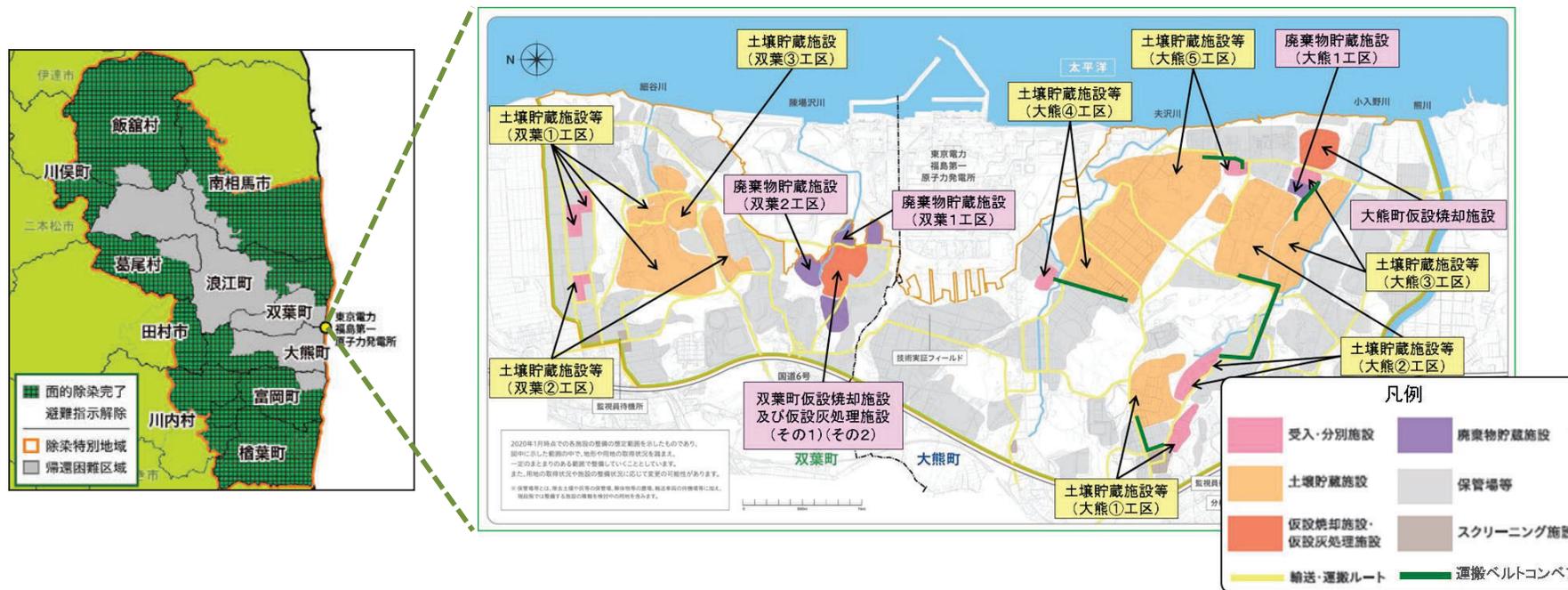


## 中間貯蔵施設

# 除去土壤等の中間貯蔵施設とは？

### 中間貯蔵施設の概要

- 福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壤や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点で最終処分する方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。**  
(面積：約16km<sup>2</sup>)
  - 福島県内で発生した除染土壤や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵
  - 国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定（改正JESCO法：2014年11月成立）



環境省作成

## 中間貯蔵施設

# 中間貯蔵施設の整備

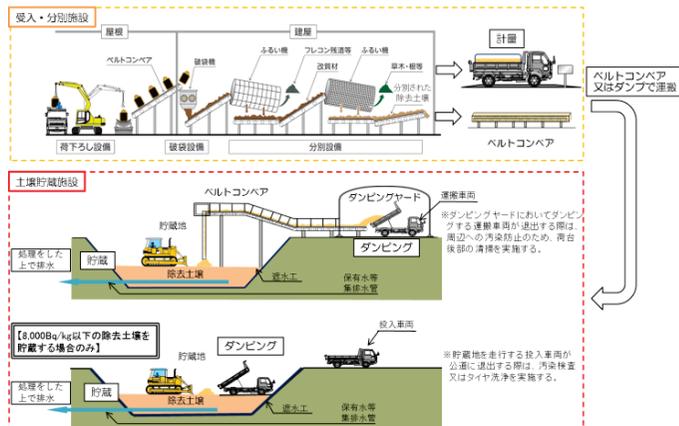
- 中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、用地取得は、2020年12月末までに約1,205ha(全体の約75.3%、民有地は91.1%)、1,787人(全体の約75.7%)の方と契約に至るなど、着実に進捗している。
- 施設整備も着実に進捗しており、2020年3月に、中間貯蔵施設における、除去土壌と廃棄物との処理から貯蔵までの全工程で、運転を開始した。

### 受入・分別施設、土壌貯蔵施設

受入・分別施設(大熊①工区)



土壌貯蔵施設(双葉①工区)



### 仮設焼却施設、仮設灰処理施設 廃棄物貯蔵施設

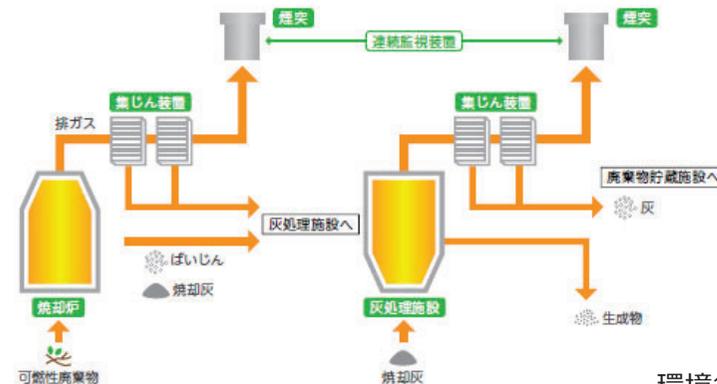
双葉町仮設焼却施設及び仮設灰処理施設(その1業務)



廃棄物貯蔵施設(双葉1工区)

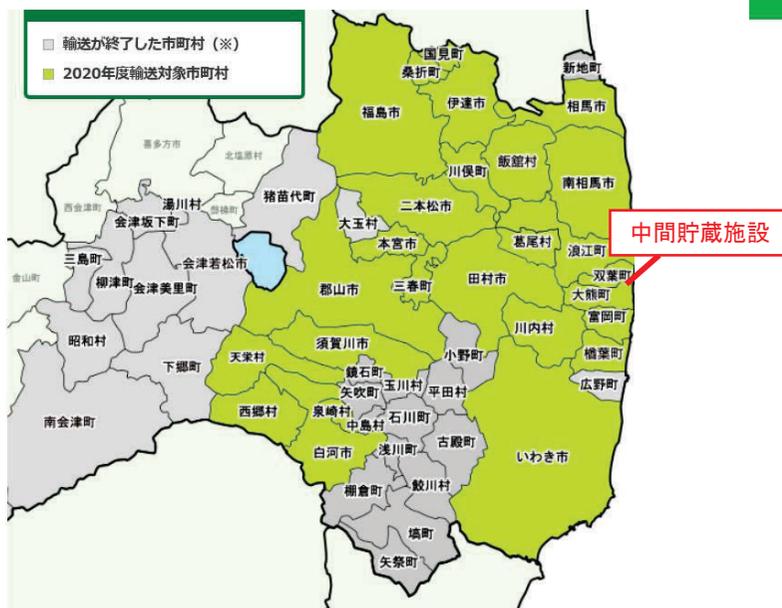


双葉町仮設焼却施設及び仮設灰処理施設



環境省作成

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施。
- 輸送は2014年度末より開始し、2020年度は25市町村からの輸送を実施。
- 輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。



## 輸送の管理・監視について

### 輸送対象物の全数管理

- 仮置場等から搬出する輸送対象物は、保管容器ごとに一元的に全数管理をしている。



### 輸送車両の運行管理

- GPS等を活用し、輸送車両の位置情報等をリアルタイムに把握。
- 交通状況等に応じて、時間調整・ルート変更等の指示を行う。

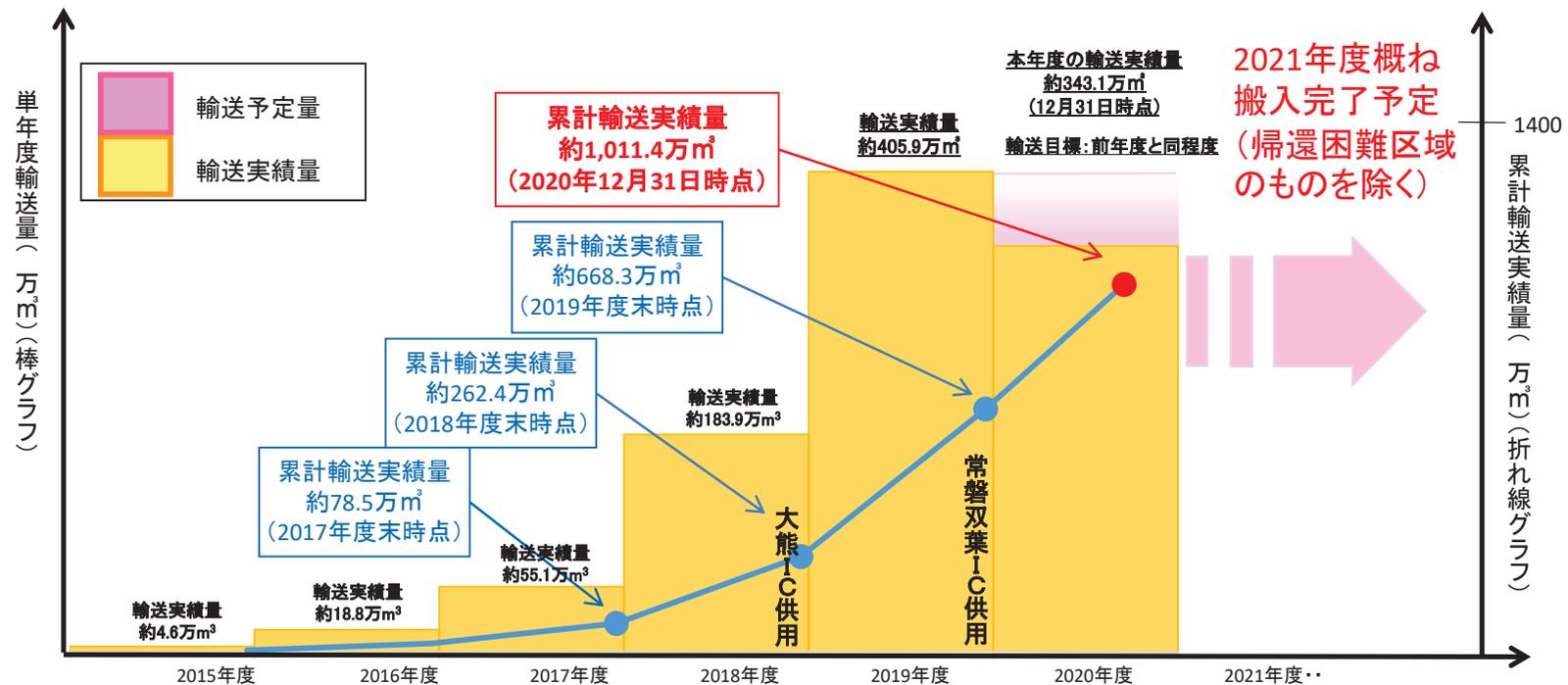


※輸送が終了した市町村でも今後輸送が必要となるものが生じた場合には輸送することとしている。

環境省作成

# 中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況

- 輸送対象物量約1400万 $m^3$ の中間貯蔵施設への搬入に向け、用地や施設整備等の状況を踏まえて、安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する。
- 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の概ね搬入完了を目指す。
- 2020年度は、安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する。これまでに輸送対象物量の7割超にあたる約1,011万 $m^3$ の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送した(2020年12月31日時点)。

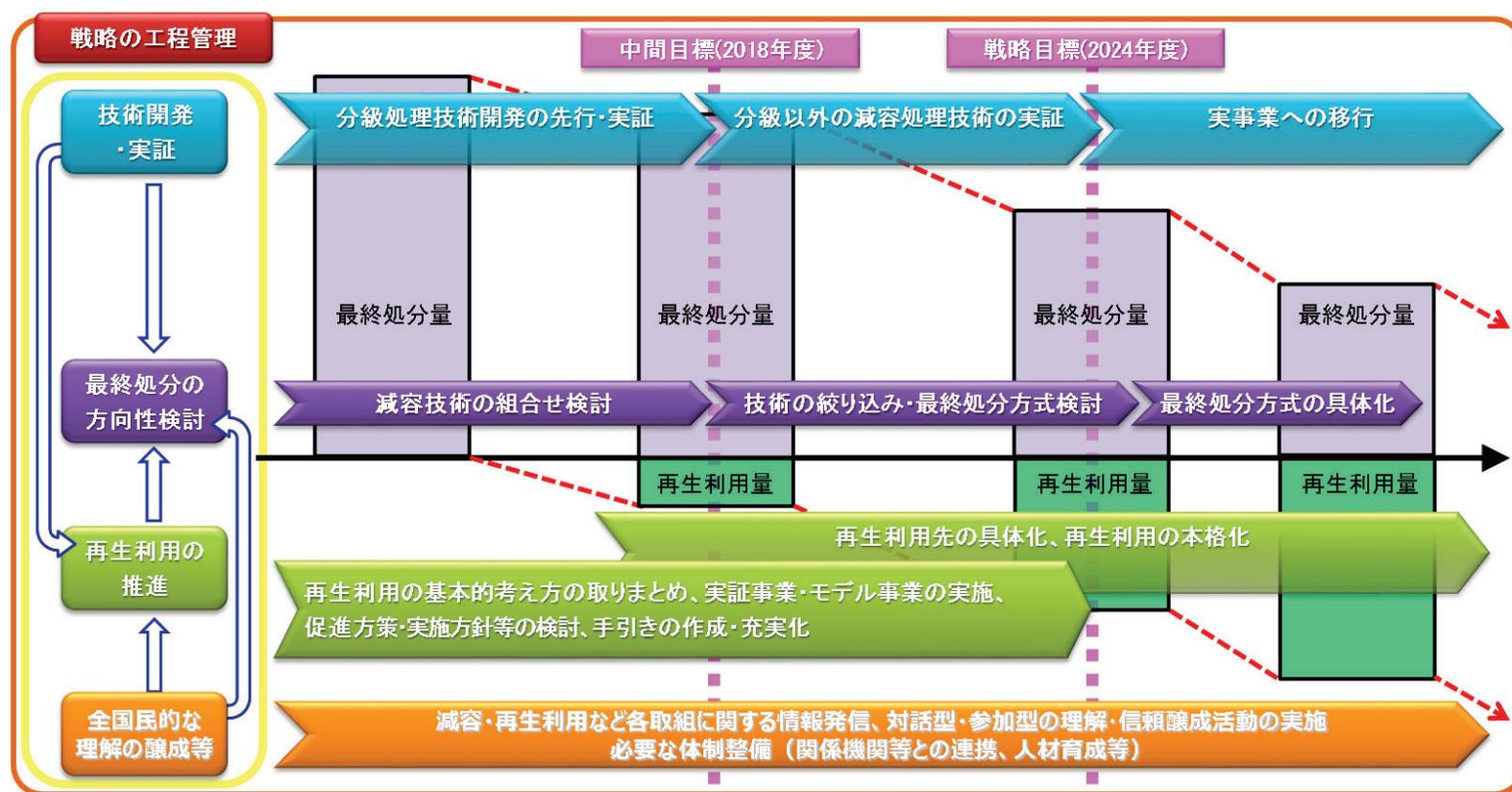


(出所) 2015～2019年度の輸送実績及び2020年度の中間貯蔵施設事業の方針で示した2020年度の輸送量(予定値)を追記。

環境省作成

## 中間貯蔵施設 福島県外最終処分と減容・再生利用技術開発戦略

- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずること**としている。県外最終処分量を低減するため、**政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいる**ところ。
- 減容・再生利用の推進に当たっては、2016年に策定し、2019年に見直しを行った「**中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略**」及び「**工程表**」に沿って、具体的な取組を進めている。



(図) 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の概要

環境省作成

## 中間貯蔵施設

# 再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方

- 2016年6月、放射線に関する安全性の確保を大前提に、減容処理等を行った上で除去土壌を再生資材化し、**適切な管理の下での利用**を実現するための『基本的考え方』を公表。
- 本基本的考え方を指針として、実証事業・モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理方法の検証を行うとともに、全国的な理解の醸成に取り組み、再生利用の本格化に向けた環境整備を進める。

### 用途の限定

- ✓ 管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等であって、長期間人為的な形質変更が想定されない盛土等の構造基盤

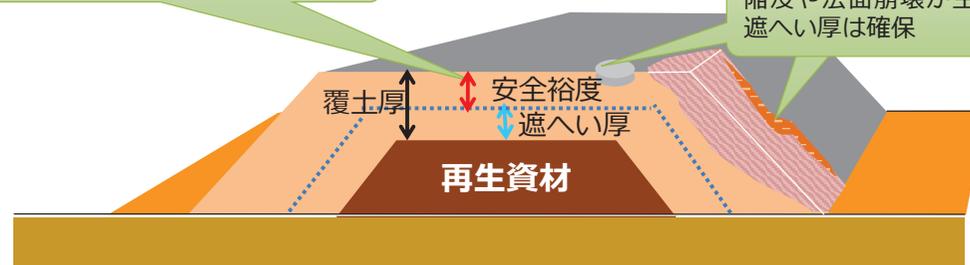
例) 防潮堤、海岸防災林、道路等の盛土材の構造基盤の部材、廃棄物処分場の覆土材、土地造成における埋立材・充填材、農地（園芸作物・資源作物）等

### 適切な管理

- ✓ 施工中の追加被ばく線量を1mSv/年を超えないように制限するための放射能濃度を設定
- ✓ 再生利用可能濃度は8,000Bq/kg以下を原則とし、用途ごとに設定
- ✓ 覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等

土木構造物としての修復措置がなされる目安

陥没や法面崩壊が生じても、遮へい厚は確保



覆土厚は、土木構造物としての通常の補修がなされる場合でも、被ばくを制限するための遮へい厚が確保されるよう設計。

環境省作成